

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

令和三年一月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年六月二十四日奈良県指令郡土第四二―四号

令和二年九月七日奈良県指令郡土第四二―四―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年一月十八日郡土第六二〇号

公共施設に関する工事の検査済証 令和三年一月十八日郡土第二〇四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒市東菜畑一丁目一七五番一、一七五番三、一七五番四、一七五番五、一七五番

六、一七五番七、一七五番八及び一八〇番三の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区大淀中一丁目一番三〇号

積水ハウス不動産関西株式会社 代表取締役 北田康

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市東菜畑一丁目一七五番一及び一八〇番三の一部

下水道 生駒市東菜畑一丁目一七五番一及び一八〇番三の各一部

水路 生駒市東菜畑一丁目一七五番三及び一七五番四